

多久市建設工事等電子入札システム取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、多久市が発注する建設工事及び建設工事関連業務委託並びにその他の業務に係る競争入札及び見積書徴取の手続きを多久市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により実施することに関し、多久市財務規則（平成11年3月31日規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 本市が行う競争入札及び見積書徴取に関する事務を電子情報処理組織によって処理する情報システム
- (2) 電子入札 電子入札システムを利用して電磁的記録の送受信により行う競争入札又は見積書徴取に関する手続き
- (3) 紙入札 電子入札システムを利用しないで書面により行う競争入札又は見積書徴取に関する手続き
- (4) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行した電子的な証明書を格納しているカードのうち、電子入札コアシステムに対応しているカード

(対象工事等)

第3条 電子入札の対象案件は、建設工事及び建設工事関連業務委託並びにその他の業務委託のうち、市長が指定するものとする。

(利用者の範囲)

第4条 電子入札に参加できる者は、多久市競争入札参加資格者名簿に登録されている法人又は個人のうち、次条の規定による利用者情報の登録を行ったものに限るものとする。

(利用者情報の登録等)

第5条 電子入札に参加しようとする者は、あらかじめ、ICカードに関する情報を記載した委任状（電子入札用電子証明書届出書）（様式第1号。以下「委任状」という。）を提出し、電子入札システムの利用に必要な情報（以下「利用者情報」という。）を電子入札システムに登録しなければならない。

- 2 利用者情報を登録する際には、ICカードを使用しなければならない。
- 3 利用者情報を登録する際に使用したICカードが失効した場合は、新たに取得したICカードに関する情報を記載した委任状を提出し、再度利用者情報を登録しなければならない。
- 4 登録した利用者情報に変更が生じた場合は、直ちに利用者情報の変更を行わなければならない。

(ICカードの名義)

第6条 ICカードの名義人は、多久市競争入札参加資格者名簿に登録された個人又は法人の代表者若しくは代表者から入札、見積り及び契約締結に関する権限の委任を受けた者（以下「受任者」という。）とする。

2 電子入札に参加しようとする者が特定建設工事共同企業体である場合のICカードの名義人は、当該特定建設工事共同企業体を代表する構成員の代表者又は受任者とする。

3 名義人の変更等により利用者情報登録済のICカードが使用できなくなった場合は、速やかにICカードを再取得するとともに、前条第3項の手続きを行わなければならない。

4 ICカードを使用しなくなった場合は、直ちに電子証明書（ICカード）廃止届出書（様式第2号）を多久市に提出するものとする。

（案件登録）

第7条 市長は、電子入札を行う案件を、電子入札システムに登録するものとする。

（公告及び通知）

第8条 市長は、一般競争入札を電子入札で行う場合には、入札公告に電子入札により実施する案件である旨並びに入札方法、入札期間、開札の日時及び場所を明記しなければならない。

2 指名競争入札及び見積書の徴取を電子入札で行う場合には、指名の通知又は見積依頼（以下「指名通知等」という。）を、電子入札システムを使用して行うものとする。

（入札参加申請）

第9条 電子入札で行う一般競争入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書及び入札公告に定める入札参加申請の必要書類（以下「申請書等」という。）を、電子入札システムを使用して提出しなければならない。ただし、申請書等の提出方法について、入札公告で電子入札システム以外の方法を記載している場合は、この限りでない。

2 市長は、申請書等を受理したときは、速やかに電子入札システムにより受付票を発行するものとする。

（入札書等の提出）

第10条 入札参加者は、市長があらかじめ指定する入札書又は見積書（以下「入札書等」という。）の提出締切り日時までに、電子入札システムに入札金額又は見積金額（以下「入札金額等」という。）及び電子入札システムが保有するくじ機能（以下「電子くじ」という。）で使用する入札者が任意に設定できる任意の3桁の数字（以下「くじ番号」という。）等の必要事項を入力し、入札金額等の内訳明細書を付して送信することにより入札書等を提出しなければならない。

2 市長は、入札書等を受理したときは、速やかに電子入札システムにより受付票を発行するものとする。

3 入札参加者は、一旦提出した入札書等の確認及び書換え、引換え又は撤回はできないものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する場合にお

いて、市長に紙入札移行承諾願（様式第3号）を提出し承認された場合に限り、紙入札での参加ができるものとする。

- （1） ICカードが失効、閉塞又は破損等で使用できなくなり、電子入札における所定の期日までに再発行される見込みがない場合
- （2） ICカードの名義人に退職、異動等の事由が生じたため、新たな名義人によるICカード取得手続き中の場合（当該取得手続きが確認できる場合に限る。）
- （3） 前各号に掲げる場合のほか、入札参加者の責に帰することができない事由があると認められ、かつ、入札手続きの進行に支障が生じない場合

5 市長は、紙入札移行承諾願いを承認した場合、速やかに当該入札参加者を紙入札参加者として登録し、当該入札参加者に対しては、以後、電子入札に係る作業は行わないよう指示するものとする。ただし、既に実施済の電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱い、再度の交付又は受領は要しない。

6 紙入札における入札書等の提出期限は、電子入札における入札書等の提出締切り日時とし、くじ番号を記載した入札書等及び入札金額等の内訳明細書を、当該電子入札案件の名称及び会社名を記入した封筒に入れ、のり付けして封印した後、財政課契約検査係に持参しなければならない。

7 入札書等の提出締切り日時までに入札書等を提出していない入札参加者（入札を辞退した者を除く。）については、棄権したものとして取り扱う。

（入札の辞退）

第11条 入札参加者は、電子入札を辞退するときは、電子入札システムにより辞退届を提出しなければならない。ただし、紙入札参加者が辞退するときは、書面による辞退届を提出しなければならない。

（開札）

第12条 市長は、電子入札システムにより開札を行うものとする。

2 紙入札による入札参加者がいる場合は、入札書等を開封し、入札金額等及びくじ番号を電子入札システムに入力した後、開札を行うものとする。

3 前2項の場合においては、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

（くじによる落札者の決定）

第13条 前条第1項の規定による開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。

（落札者となるべき者がいない場合の措置）

第14条 市長は、落札者となるべき者がいないため、再度の電子入札（再々度の電子入札を含む。以下同じ。）に付するときは、再度の入札書等の提出締切り日時を指定し、電子入札システムを使用して入札参加者（再度の電子入札に参加できない者を除く。）に通知しなければならない。ただし、開札に立ち会わない紙入札参加者に対しては、電話又はファックス等の方法で通知するものとする。

- 2 落札者となるべき者がいないため、電子入札を中止するときは、電子入札システムを使用して、入札参加者に通知しなければならない。ただし、開札に立ち会わない紙入札参加者に対しては、電話又はファックス等の方法で通知するものとする。

(落札者決定の保留)

第15条 市長は、落札者の決定に一定以上の時間を要すると判断したときは、落札者の決定を保留することができるものとし、電子入札システムを使用して、入札参加者に通知するものとする。ただし、開札に立ち会わない紙入札参加者に対しては、電話又はファックス等の方法で通知するものとする。

(日時又は入札方法の変更)

第16条 市長は、案件登録後、天災、広域停電又は電子入札システムの障害等により電子入札システムの利用が一時的に困難となった場合において、入札書提出締切り日時又は開札日時等の変更が必要と判断したときは、当該日時を変更するものとする。

- 2 市長は、案件登録後、天災、広域停電又は電子入札システムの障害等により電子入札システムの利用が困難となった場合において、電子入札の確実な実施が見込めないと判断したときは、紙入札に変更するものとする。

- 3 前2項の場合において、市長は、入札公告又は指名通知等の変更を行うなど適切な措置を取るものとする。

(電子ファイルの作成基準)

第17条 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は、別表に掲げるとおりとする。

- 2 電子ファイルを圧縮するときの圧縮形式は、LZH 形式又は ZIP 形式とする。ただし、自己解凍形式及びパスワードを付与した圧縮形式の電子ファイルは認めない。
- 3 入札参加者は、ウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用して資料を作成し、添付する際に必ずウイルス感染のチェックを行わなければならない。
- 4 市長は、提出された電子ファイルがコンピューターウイルスに感染していることが判明したときは、直ちに閲覧等中止し、当該電子ファイルを提出した入札参加者に対し、コンピューターウイルスに感染している旨を連絡し、再提出の方法について協議するものとする。

(IC カード等の不正使用等)

第18条 入札参加者が IC カード又はユーザーID 及びパスワード（以下「IC カード等」という。）の不正使用等（他人の IC カード等を不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加し、又は参加しようとした場合等をいう。以下同じ。）をしたときは、次の各号に掲げる IC カード等の不正使用等が判明した時点の区分に応じ、当該各号に定める取扱いができるものとする。

- (1) 開札までに IC カード等の不正使用等が判明した場合、当該入札参加者について、

当該案件への入札参加資格を取り消すとともに、既に入札済のものは、当該入札を無効とする。

- (2) 落札決定後、契約締結前までに落札者による IC カード等の不正使用等が判明した場合、落札決定を取り消す。
- (3) 契約締結後に落札者による IC カード等の不正使用等が判明した場合、契約の履行状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断する。

2 前項に定めるもののほか、当該不正使用等をした入札参加者に対し、指名停止等の措置をとることができる。

(入札参加者の管理義務等)

第19条 入札参加者は、使用する電気通信回線、電子計算機、IC カード等が正常に稼動する環境の確保及び管理義務を有し、入札参加者の電子入札システム利用におけるいかなる損害についても、多久市はその責めを負わないものとする。

(補足)

第20条 この要領に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取り扱いについては、入札公告、指名通知等及び競争入札に係る事務の取扱いに関する要領等の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年8月1日から施行する。

別表（第 17 条関係）

アプリケーション名	ファイル形式
Microsoft Word (Microsoft Corporation)	Word2007－文書（＊．docx）形式 Word97－2003 文書（＊．doc）形式
Microsoft Excel (Microsoft Corporation)	Excel2007－ブック（＊．xlsx）形式 Excel97－2003 ブック（＊．xls）形式
その他のアプリケーション	PDF ファイル(Adobe Acrobat Reader で 読めるもの) 画像ファイル(JPEG、TIFT 又は GIF 形式) その他発注者（市長）が認めた形式

様式第1号（第5条関係）

（いずれか一方を○印で囲む）

< 工事 ・ 業務 >

< 新規 ・ 更新 >

委任状（ 電子入札用電子証明書届出書 ）

年 月 日

多久市長 様

郵便番号 〒

住 所

商号又は名称

（代表者印）

代表者氏名

印

電話番号

電子メールアドレス

私は、下記のとおり代理人を定め、下記の権限を委任します。

記

1 代理人（電子入札で使用する電子証明書（IC カード）に関する情報）

住所：

氏名：

電子証明書発行認証局名：

電子証明書（IC カード）番号：

電子証明書の有効期限：

所属企業の住所：

所属企業の商号又は名称：

2 委任事項（電子証明書（IC カード）の使用用途）

多久市が発注する建設工事及びこれに関連する業務の電子入札システムによる入札及び見積りに関する件（辞退届の提出を含む。）

3 委任期間（電子証明書（IC カード）の使用（有効）期間）

年 月 日から 年 月 日まで

※新規登録の場合は、登録番号受領後電子入札システムの利用者登録を実施します。

様式第2号（第6条関係）

電子証明書（ICカード）廃止届出書

年 月 日

多久市長 様

郵便番号 〒

住 所

商号又は名称

（代表者印）

代表者氏名

印

電話番号

電子メールアドレス

下記のとおり、電子証明書（ICカード）を廃止しましたので届け出ます。

記

1 電子証明書（ICカード）の廃止（失効及び更新した場合を含む。）

〔理由等： 〕

2 電子証明書(ICカード)情報

○廃止する電子証明書（ICカード）に関する情報

住所：

氏名：

電子証明書発行認証局名：

電子証明書（ICカード）番号：

電子証明書の有効期限：

所属企業の住所：

所属企業の商号又は名称：

3 委任期間（廃止する電子証明書（ICカード）の使用期間）

年 月 日から 年 月 日まで

様式第3号（第10条関係）

紙 入 札 移 行 承 認 願

1 電子入札案件名称

2 開札（予定）日時

3 電子入札手続きが困難な理由等

（以下に理由を記載するとともに、手続きが困難となったことを証明できる書類（写し）を添付してください。）

上記のとおり電子入札システムによる電子入札手続きが困難となりましたので、紙入札による入札手続きの承認をお願いします。

年 月 日

多久市長 様

申請人住所
商号又は名称
代表者氏名

（代表者印）
印